

刑事判例研究 (2)

中央大学刑事判例研究会

交通反則告知書の受領を拒否したことにつき道路交通法一三〇条二号に当たると解するのは信義に反するなどとして同号該当性を否定した原判決には法令の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

氏 家 仁

〔道路交通法違反被告事件、最高裁判所平成二九年（あ）第六七号、令和元年六月三日第一小法廷判決、破棄自判、刑集七三卷三号一頁〕

【事実の概要】

本件は、道路交通法違反（赤色信号看過）の事案であるが、本判決が整理したところによれば、事実の経過は、次のとおりである。

「（一）被告人は、平成二七年七月二二日午後八時二一分頃、大阪府内の道路において、赤色の灯火信号を看過してこれに従わないで、停止線を越えて普通乗用自動車（以下「被告人車両」という。）を運転して進行した。同所付近で交通取締りに従事していた

警察官らは、上記事実を現認したことから、直ちにパトカーを発進させて追跡を開始し、被告人車両を停止させた。警察官らは、被告人に対し、赤色信号無視を現認したなどと告げて降車するように求めたが、被告人が、黄色信号だったと主張して違反の事実を認めず、降車を拒否し、運転免許証も提示しなかったことから、被告人を道路交通法違反（信号無視）の現行犯人として逮捕した。

(二) 被告人は、交通取締りの現場や逮捕後に引致された警察署で、警察官らに対し、対面信号機が赤色であったことを示すパトカーの車載カメラの映像（以下「本件車載カメラ映像」という。）の提示を求めたが、警察官らは、その映像が存在するにもかかわらず、そのようなものはないと言って拒否した。警察官らは、被告人を釈放した後、交通反則切符を作成し、被告人に対し、交通反則告知書の記載内容及び交通反則通告制度について説明したが、被告人が「信号は黄色や」などと上記主張を繰り返し、交通反則告知書の受領を拒否したことから、本件を受領拒否事件として処理することとした。

(三) 被告人は、検察官から取調べを受けた際も、対面信号機は黄色であったと主張したが、その後、本件車載カメラ映像を見せられると、赤色の灯火信号を看過した事実を認め、交通反則通告制度の適用を求めた。検察官は、平成二八年四月五日、被告人を起訴し（た。）

【訴訟の経緯】

一 第一審判決（枚方簡判平成二八年六月一四日刑集七三卷三号四一頁）
第一審の枚方簡裁は、公判期日を開いて審理した上、公訴事実どおりの犯罪事実を認め、被告人を罰金九〇〇〇円に処する判決を言い渡した。第一審判決に対し、被告人が控訴を申し立てた。

二 原判決（大阪高判平成二八年二月六日刑集七三卷三号四一頁）

原審の大阪高裁は、控訴理由に対する判断に先立ち、本判決が整理したところによれば、次のとおり職権判断して、第一審判決

を破棄し、刑訴法三三八条四号により本件公訴を棄却した。⁽¹⁾

「……被告人が交通反則告知書の受領を拒んだのは、本件車載カメラ映像が存在するにもかかわらず、そのようなものはないと言つて提示を拒否した警察官らの不誠実な対応が一因を成しているというべきであるから、そのことを棚に上げ、一旦交通反則告知書の受領を拒んだ以上その効果は覆せないなどとして、道路交通法一三〇条二号に当たると解するのは、信義に反するものであり、被告人が本件車載カメラ映像を見せられた後、速やかに交通反則告知書受領の意思を示した本件のような場合は、被告人が一旦交通反則告知書の受領を拒むという事態があつたとしても、同号に当たらないと解するのが相当である。」⁽²⁾

原判決に対し、検察官が上告を申し立てた。

【判旨】

破棄自判、控訴棄却。

最高裁は、検察官の上告趣意のうち、判例違反という点は、事案を異にする判例を引用するものであつて、本件に適切でなく、その余は、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらないとしつつ、次のように職権判断して、同法四一一一条一号により原判決を破棄し、被告人の控訴を棄却した。

「しかしながら、上記の事実経過のとおり、被告人は、警察官らが交通反則告知書の記載内容及び交通反則通告制度について説明をした際、赤色の灯火信号を看過した事実を否認して交通反則告知書の受領を拒否したのであるから、道路交通法一三〇条二号に該当する事由があることは明らかである。なお、被告人が赤色の灯火信号を看過したことを示す証拠である本件車載カメラ映像の提示を求めたことに対し、それが存在するにもかかわらず、警察官らがそのようなものはないと述べたことがあつたとしても、交通反則通告制度においては、同号該当性を否定する事情とはならないというべきである。したがつて、第一審裁判所が不法に公訴を受理したものであるといふことはできない。

三 以上によれば、道路交通法一三〇条二号に当たると解するのは信義に反するなどとして、同号該当性を否定した原判決には、法令の解釈適用を誤った違法があり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。」

〔池上政幸裁判官の補足意見〕

「交通反則通告制度は、道路交通法に違反する罪に当たる行為のうち一定の軽微なものについて、警察官による告知及び警察本部長による通告により、反則者に反則金納付の機会を与え、これに応じて任意に反則金を納付した者は、当該行為について公訴を提起されないこととして、事件の簡易迅速な処理を図ろうとする行政上の措置として設けられたものである（最高裁昭和五五年（行ツ）第一三七号同五七年七月一五日第一小法廷判決・民集三六卷六号一一六九頁参照）。

このような制度であることから、警察官は、反則者があると認めるときは、その者の居所又は氏名が明らかでない場合等を除き、書面により、反則行為となるべき事実の要旨、反則行為の種別等を告知すべきものとされ（道路交通法一二六条一項）、同書面には、交通反則通告制度の手続を理解させるため必要な事項を記載するものとされている（同条二項）が、その交付に当たり、上記の範囲を超えて、反則者の求めに応じて反則行為となるべき事実を証する資料・証拠等を提示しないし教示することは求められていない。また、同事実及びその犯人の確定は同法違反の罪についての捜査として行われるものであるが、捜査の手続上、司法警察職員としての警察官が被疑者である反則者に収集された証拠等を提示しないし開示する必要があるとする理由を見いだすことはできない。その他、当審判人が指摘する警察法等の関係法令を検討しても、上記提示等を必要とする法的な根拠があるということとはできない。そうすると、本件の事実経過の下において、被告人が赤色の灯火信号を看過したことを示す本件車載カメラ映像の提示を求め、それが存在するにもかかわらず、警察官がそのようなものはないと述べたことがあったとしても、交通反則通告制度の手続について誤解を招くようなものでもなく、警察官は、道路交通法の上記規定に従い、被告人に交通反則告知書の記載内容等を説明してこ

れを交付しようとしたところ、被告人が反則行為となるべき事実を否認して受領を拒否したというのであるから、同法一三〇条二号にいう「書面の受領を拒んだ」場合に該当することは明らかであり、これを否定すべき事情はないといえることができる。

したがって、本件公訴提起の手續がその規定に違反したため無効である（刑訴法三三八条四号）とはいえず、第一審裁判所が不法に公訴を受理した（同法三七八条二号）ということとはできないものと考えられる。」

【研究】

一 はじめに

本件は、道路交通法（以下、条文番号のみを摘示する場合は、道路交通法のそれを指す。）一三〇条二号の「書面（本件では、交通反則告知書であり、以下、これを「告知書」という。）の受領を拒んだ」に当たるか（以下、本判決に倣い「一三〇条二号該当性」という。）が問題とされた事例である。

さて、筆者は、本件の原判決に対しても評釈しており、これは、既に公刊されている（以下「原審評釈」という。⁽²⁾）。本判決は、原判決と同一の事案及び論点に対して判断したものであるため、共通する部分も多い。また、本判決は、原判決の結論を否定するものである。

そこで、本稿では、特に本判決の考え方を理解するのに重要となる部分を絞って詳述することとし、その他の交通反則通告制度（以下「反則通告制度」という。）の概観、関連先例及び原判決に対する解説等については、原則として省略することとする。これらについては、原審評釈を参照されたい。

まず、本判決は、大きく、①「被告人は、警察官らが交通反則告知書の記載内容及び交通反則通告制度について説

明をした際、赤色の灯火信号を看過した事実を否認して交通反則告知書の受領を拒否したのであるから、道路交通法一三〇条二号に該当する事由があることは明らかである。」と判示した部分（判示部分①）と、②「被告人が赤色の灯火信号を看過したことを示す証拠である本件車載カメラ映像の提示を求めたことに対し、それが存在するにもかかわらず、警察官らがそのようなものはないと述べたことがあったとしても、交通反則通告制度においては、同号該当性を否定する事情とはならないというべきである。」と判示した部分（判示部分②）とに分けられる。

右判示部分①は、本件で認められる事情を挙げて、結論として一三〇条二号該当性が肯定されることは明らかであるとする判断であり、右判示部分②は、本件で問題とされた事情は一三〇条二号該当性を否定するものとはならないとする判断である。以下、この順序に従って本判決の考え方を考察することとし、最後に、本判決の射程及び補足意見についても検討する。

二 判示部分①についての考察

まず、判示部分①において挙げられた本件で認められる事情は、大きく、(ア)「警察官らが交通反則告知書の記載内容及び交通反則通告制度について説明をした際、……交通反則告知書の受領を拒否した(こと)」(事情(ア))と、(イ)「赤色の灯火信号を看過した事実を否認して交通反則告知書の受領を拒否した(こと)」(事情(イ))とに分けることができる。それぞれの事情により結論として一三〇条二号該当性が肯定されることが明らかであるとされた理由について考察する。

(二) 事情 (イ)

順序は逆になるが、事情 (イ) から考察すると、これは、反則事実を否認して告知書の受領を拒否したこと、すなわち、受領拒否に至った要因を指摘するものであるが、少なくとも、その要因が反則事実の否認である場合には、一三〇条二号該当性を否定する事情とはならないとするものである。

このことは、交通反則通告書 (以下「通告書」という。) の受領拒否に関する事例であるが、東京高判昭和五〇年九月二五日高刑二八卷四号三九六頁 (以下「東京高判」という。) において、「通告に係る反則行為をしたことがないことは、通告書の受領自体を拒む正当の理由にならないものであつて、このことは手続の性質上明らかである。」と判示していることが参考になる。

右東京高判がいう「(反則通告) 手続の性質」とは、反則者が反則行為を認めているかどうかに関わりなく、一二六条一項一号及び二号に該当しない限り、警察官等は、告知・通告をしなければならないこと、そして、反則者が告知書・通告書を受領したとしても、反則通告手続によつて処理されるか否かは、反則者の全くの任意であるということを目指すものと考えられる。それゆえ、反則事実を否認することは、告知書等を受領することの何らの妨げとなるものではないから、告知書等の受領自体を拒む正当の理由にならないとするものであるう。

なお、告知書と通告書は、いずれも一三〇条二号にいう「書面」に含まれるものであるから、この点において別異に解すべき理由はない。

本判決も、同様に、本件の告知書の受領拒否は、「事実を否認して」なされたものであり、少なくとも反則事実の否認は、本件における告知書の受領の何らの妨げとなるものではなかったことから、一三〇条二号該当性を否定する

事情とはならないと解しているものと考える（なお、右東京高判は、受領自体を拒む「正当の理由」にならないと解するものであるが、本判決が「正当の理由」等、例外的な事由を認めるかどうかについて判断していないことは、後述するとおりである。）。

（二）事情（ア）

つぎに、事情（ア）について考察すると、これは、さらに、（a）「警察官らが交通反則告知書の記載内容及び交通反則通告制度について説明をし（たこと）」と、（b）「説明をした際、……交通反則告知書の受領を拒否した（こと）」とに分けることができる。

第一に、右（a）の事情について考察することとする。まず、警察官は、反則者があると認めるときは、その者に対し、速やかに、反則行為となるべき事実の要旨等を書面（告知書）で告知する（二二六条一項本文）とともに、この書面には、反則通告手続を理解させるため必要な事項を記載するものとされている（同条二項）。

反則者は、告知書に記載されている反則行為となるべき事実の要旨等及び反則通告手続を理解させるための必要な事項⁽⁴⁾を読めば、たとえ告知書を受領したとしても、当該反則事実について反則通告手続によって処理されるかどうか、すなわち反則金を納付するかどうかは、反則者の全くの任意であることを理解し（同項の規定は、反則金の納付の任意性を確保するためのものである⁽⁵⁾）、それでもなお、反則者が告知書の受領を拒否したというのであれば、一三〇条二号該当性が肯定されるのは明らかであるといえる。

ただ、反則者がこの告知書の記載内容を読めたという状況が認められるのであればともかく、反則者が受領拒否をする際にそもそも告知書を読もうとしないこともあり得、この場合には、反則者は前述したような反則通告制度に

ついで理解した上で受領拒否したのではないとの主張（例えば、告知書を読まなかったことから、告知書を受領すれば、必ず反則金を納付しなければならないと勘違いしていたため、告知書を受領を拒否したというようなもの）がなされかねなくもない。

もつとも、本判決にいう「警察官らが……説明をし（たこと）」が、例えば被告人に対して告知書を示しつつ説明するなど、被告人が告知書の内容を読んだか否かは、判文からは明らかではないが、仮に告知書の記載を読まなかったにせよ、本件における警察官らの説明によって、このような主張がなされる余地はないとするものであろう。そこで、一三〇条二号該当性が肯定されることは「明らか」であるとしているのである。それゆえ、もし、反則者が告知書を読まない場合に、更に警察官が説明をしなかったときについても、同様にいえるかについては、本判決の射程外である。

第二に、右（b）の事情について考察することとする。本件では、告知の段階で一旦告知書を受領を拒否しているが、被告人が検察官の取調べにおいて反則通告制度の適用を求めている。すなわち、告知書を受領拒否の意思を翻意しているという事情がある。本判決では、それでもなお、「説明をした際」に受領を拒否すれば、一三〇条二号該当性が肯定されることは明らかであるとして、すなわち、告知の段階で一旦告知書を受領を拒否すれば、その後の手続の段階で翻意をして告知書受領の意思を示したとしても、一三〇条二号該当性が否定されることはないということである。

この点について、反則通告制度を解説する論考においても、「第二号（筆者注：一三〇条二号）において、一たん反則者が書面の受領を拒んだり又は居所が明らかでないため、告知又は通告することができなかったときは、後にその

受領を申し出たり又は居所が明らかとなつても、公訴を提起できることはいうまでもない。」とされている。⁽⁶⁾

また、「居所が明らかでない」ことから受領拒否と同じ一三〇条二号により通告不能となつた事例に関する墨田簡判昭和四六年六月二一日刑月三卷六号八〇四頁（以下「墨田簡判」という。）では、「警視總監が、反則者の居所が明らかでないため通告ができなかつたことの認定をしたときは、その時点より事件は檢察官に送致する段階となり、その段階で反則者の居所が明らかとなつても再通告を要せず、そのまゝ、公訴の提起ができるものと解する。」とした上で、「されば本件について、前記の認定後反則者である被告人の居所が判明したのに再通告手続を行うことなく、公訴提起並びに略式命令請求に及んだことは何等違法な点はなく、簡易迅速処理の趣旨に添う所以である。」と判示している。すなわち、右墨田簡判によれば、告知をした後に、居所不明となり通告不能（一三〇条二号）となつた場合には、その後反則者の居所が判明したとしても、改めて通告をする必要はないとするものである。そして、右墨田簡判は、このように解すべき理由として、反則通告制度の「簡易迅速処理の趣旨」を挙げている。

また、本件とは異なるが、一三〇条一号により訴訟条件を具備する一二六条一項各号の不告知事由に関する議論も参考になる。すなわち、「反則者」があると認めた上で、この不告知事由に該当するときは、一三〇条一号により訴訟条件を具備することになるが、⁽⁷⁾その後その事由が消滅した場合に、改めて告知を必要とするか、それとも一三〇条一号により訴訟条件を具備したものととして、そのまま刑事訴訟手続で処理することができるかという議論である。これについて成り立ちうる説の分類の仕方として次の二つがある。⁽⁸⁾

第一の分類の仕方は、①警察官が、反則者があると認めた時点で不告知事由があれば告知を要しない、②檢察官に事件を送致する前に不告知事由が消滅すれば告知を要する、③公訴提起までに不告知事由が消滅すれば告知を要する、

というようにどの段階で不告知事由が消滅したかを基準とするものである。⁽⁹⁾

第二の分類の仕方は、①右①と同内容、②不告知事由は「速やかに」告知することの起点をいい、不告知事由が消滅してから「速やかに」に告知することを要する、③反則者があると認めた時から「速やかに」といえる時間内に不告知事由が消滅すれば告知を要する、というように「速やかに」(二二六条一項)の解釈問題とするものである。⁽¹⁰⁾

ただ、右のように説の分類の仕方は異なるが、いずれの見解も①の基準を採用するか、またはそれが実務の運用の基準であると指摘している。⁽¹²⁾ その理由として、第一の分類の仕方を見解によれば、「この制度は、事件の簡易迅速処理を目的としていることを重視しなければならない。本項(筆者注…二二六条一項)において「すみやかに」告知すべきこととしているのは、この趣旨を明らかにしたものであり、第一の考え方(筆者注…①の基準)をとるべきもの⁽¹³⁾と考える。」とし、また、第二の分類の仕方を見解においても、「このような『告知をしない特例』が設けられた趣旨と簡易迅速処理を建前とするこの制度全般の趣旨からみても、文理上最も難点が少なく、実務上も刑事手続との混乱をできるだけ避けられる第一説(筆者注…①の基準)にすることが適当であり、かつ、立法の趣旨にも合致していると考えられる。」とするなど、⁽¹⁴⁾ 反則通告制度の趣旨である簡易迅速処理を理由として挙げている。

なお、本判決で問題となる告知不能(一三〇条二号)は、「……告知し、又は通告しようという意思は有しているが、現実に告知し、又は通告することができない場合」であるという点で、不告知(二二六条一項各号)と異なるが、⁽¹⁵⁾ 反則通告制度を適用することはできず、同じく一三〇条各号により訴訟条件を具備するという点で同じであり、別異に解すべき理由はない。

本判決も、簡易迅速処理という反則通告制度の趣旨から、「説明をした際、……受領を拒否した」のであれば、そ

の後に反則通告制度の適用を求めたという事情があったとしても、一三〇条二号該当性は否定されなかったものと考えられる。もつとも、原判決も、この点について、一般論としては認めているところではある。

三 判示部分②についての考察

(一) 原判決が一三〇条二号該当性を否定した理由

つぎに、判示部分②において、本件で問題とされた事情は、一三〇条二号該当性を否定する事情とはならないとした理由を考察する前提として、原判決は、いかなる理由により同号該当性を否定したのかを明らかにしておく。⁽¹⁶⁾

まず、原判決は、一三〇条二号の「書面の受領を拒んだ」の定義として、「反則者が正当な理由なく書面の受領を拒んだため、交通反則通告手続による処理が困難となる場合をいうものと解される。」とした上で、「警察官の不都合な対応が交通反則告知書の受領拒否の事態を招き、かつ、これによるあい路が解消された後、反則者が速やかに交通反則告知書受領の意思を示した本件のような場合は、反則者が一旦交通反則告知書の受領を拒むという事態があったとしても、その者が書面の受領を拒んだため、道路交通法一六条一項に規定する告知をすることができなかったときに当たらないと解するのが相当である。」として、本件告知書の受領拒否に「正当な理由」があるため一三〇条二号該当性を否定したものと理解される。

このように原判決は、「正当な理由」の判断枠組みとして、「警察官の不都合な対応が交通反則告知書の受領拒否の事態を招(いたこと)」と、「これによるあい路が解消された後、反則者が速やかに交通反則告知書受領の意思を示した(こと)」という二つの場合を要件としているようにみえる。ただ、前者からは、「警察官の不都合な対応」と「告

知書の受領拒否」との間に因果関係があることが必要であるとする要件が導き出されるが、後者は、受領拒否の段階でこの因果関係があったことを裁判所が事後的に審査する際に用いられる本件の具体的事案に即した一つの判断要素に過ぎないものと解される。

そして、この「警察官の不都合な対応が交通反則告知書の受領拒否の事態を招いた」とは、すなわち「被告人が、交通反則告知書の受領を拒んだのは、警察官らの上記のような不誠実な対応がその一因をなしている」ということであり、この「警察官らの上記のような不誠実な対応」とは、すなわち「本件の処理に当たった警察官らは、後に車載カメラの映像が被告人に示されていることからしても、これがあったことは明らかであるのに、取締りの現場でも、逮捕後引致された大阪府枚方警察署でも、そのようなものはないと言ってその提示を拒否したというのだから、その対応は甚だ不誠実なものというほかない。」ということである。

このように原判決は、一三〇条二号該当性を否定する要件の一つとなる「警察官の不都合な対応」に当たる「警察官ら……不誠実な対応」¹⁷の内容として、「(車載カメラの映像が) あったことは明らかであるのに、取締りの現場でも、逮捕後引致された大阪府枚方警察署でも、そのようなものはないと言つ(たこと)」（以下「虚偽の説明」という。）と「(車載カメラの映像の) 提示を拒否した(こと)」（以下「提示の拒否」という。）の二つを挙げている。

本判決においても、原判決の判示を「本件車載カメラ映像が存在するにもかかわらず、そのようなものはないと言つて提示を拒否した警察官らの不誠実な対応」と整理しており、原判決において、虚偽の説明と提示の拒否という二つの事情が、一三〇条二号該当性が否定されると判断した警察官らの不誠実な対応の内容となると捉えているようである。

ただ、虚偽の説明と提示の拒否の二つの事情が不誠実な対応の内容となるとしても、原判決の理解として、その二つの事情が揃って初めて一三〇条二号該当性が否定されるとしているのか、それとも、その二つの事情のうちいずれか一つのみによっても、不誠実な対応として同号該当性が否定されたとしたのか問題となる。

まず、原判決が、次の理由から、少なくとも提示の拒否を一三〇条二号該当性を否定する事情の一つとしていることは明らかであると考ええる。すなわち、原判決中で、「実際、被告人は、前記のとおり、車載カメラの映像を見せられた後、次回の取調べで、事実を認めて、交通反則通告制度の適用を希望しているのだから、警察官らが、その場で車載カメラの映像を示し、あるいは、その場で映像を再生することが困難であったならば、そのことを説明して、別途、映像を示す機会を与えるなどしておれば、被告人が交通反則告知書を受領していた可能性は十分あったものと思われる。」としているが、この判示部分は、「警察官の不都合な対応が交通反則告知書を受領拒否の事態を招（いた）」こと、すなわち因果関係があることから一三〇条二号該当性が否定されることを示すためのものである。もし仮に、提示の拒否は一三〇条二号該当性を否定する事情とはならず、虚偽の説明が同号該当性を否定する事情となるのであれば、映像を提示する機会を与えていれば告知書を受領していた可能性の有無・程度を問題とするのではなく、（映像を提示しない場合であっても）警察官らが虚偽の説明をしなければ（例えば車載カメラの映像はありと述べた上で提示しない場合、そもそも車載カメラの映像があるかどうかを述べないで提示しない場合）受領していた可能性の有無・程度を問題としなければならないはずであったからである。¹⁸⁾

それでは、少なくとも提示の拒否を一三〇条二号該当性を否定する事情の一つとしていると解されるが、虚偽の説明をしなかったとしても同じことがいえたのであろうか。この点については、原判決の判文からは必ずしも明らかで

はない。もつとも、原判決は、いずれも認められるとするなかで、この点について明らかにする必要もなかったといえる。そうすると、本件において、提示の拒否に加え虚偽の説明があったことから一三〇条二号該当性が否定されたのか、それとも、虚偽の説明がなかったとしても提示の拒否さえすれば同号該当性が否定されたのかについては、原判決の立場は、判文上、必ずしも明らかとはいえない（原判決は、赤色信号看過である本件においては、被告人が車載カメラの映像の確認を求めたことは、格別不当なことではないとしており、この求めに対して提示の拒否をしたことは、不誠実な対応であると解していると考えられるが、これだけで一三〇条二号該当性を否定するほどのものであるかについても、明らかでない）。

（二）判示部分②についての考察

これに対し、本判決は、「被告人が赤色の灯火信号を看過したことを示す証拠である本件車載カメラ映像の提示を求めたことに對し、それが存在するにもかかわらず、警察官らがそのようなものはないと述べたことがあったとしても、交通反則通告制度においては、同号該当性を否定する事情とはならないというべきである。」として、本件について一三〇条二号該当性を否定した原判決について、法令の解釈適用を誤った違法があると判断している。

このように本判決は、「警察官らがそのようなものはないと述べたこと」、すなわち虚偽の説明のみを挙げて、これは一三〇条二号該当性を否定する事情とはならないとの結論を示すのみで、提示の拒否が同号該当性を否定する事情とはならないとはしておらず、明確には示されていない点で原判決と異なる。

もつとも、本判決は、「被告人が赤色の灯火信号を看過したことを示す証拠である本件車載カメラ映像の提示を求

めた(こと)」について虚偽の説明をしても一三〇条二号該当性は否定されないとしているため、虚偽の説明に対応する被告人の車載カメラの映像の提示要求についても検討しなければならない。そして、後述するとおり、その過程で、提示の拒否は一三〇条二号該当性を否定する事情とはならないことが明らかになるものと考えられる。

まず、本判決では、虚偽の説明は、「交通反則通告制度においては、同号該当性を否定する事情とはならない」と示されていることから、反則通告制度から検討しなければならぬ。

本判決の補足意見においても的確に指摘され、また、原審評釈においても検討したが、結論からいえば、反則通告制度においては、警察官には、「被告人が赤色の灯火信号を看過したことを示す証拠である本件車載カメラ映像の提示を求めた(こと)」に応じて、それを提示する義務はなかったといえる。

すなわち、反則通告制度の対象となる反則行為は、飽くまでも道交法違反の犯罪であるから、これに対して警察官が証拠の収集・保全をする行為は司法警察職員としての刑法に基づき捜査行為に当たり、他方で、行政機関として告知・通告のための調査を同時平行的に行っていると考えられるものの、この場合の行政手続は、いわば潜在的、観念的なものであるとされる。⁽²⁰⁾この点に、一般的な行政手続と異なる反則通告制度の特殊性があるといえる。⁽²¹⁾したがって、一般的に、捜査段階において、被疑者に対し証拠開示する義務があるとは解されていない以上、本件の捜査行為の結果により収集・保全された被告人の赤色信号看過の証拠となる車載カメラの映像についても、被告人の求めに応じて、提示する義務があったとはいえないのである。

さらに、本判決の補足意見においても指摘されているとおり、反則通告手続を定める道交法の規定において、告知・通告に当たって、「反則行為となるべき事実を証する資料・証拠等を提示ないし教示すること」までは求められてい

ないのである。

したがって、本件警察官らには、被告人の求めに応じて車載カメラの映像を提示する義務はない。それゆえ、ここで、この求めに対する提示の拒否は、一三〇条二号該当性を否定する事情とはならないことは明らかものとなる。

さらに、確かに本件警察官らは、車載カメラの映像の存否について虚偽の説明をしているが、少なくともこの虚偽の説明は、反則通告制度においては、警察官の義務ではない行為（なお、取締りの現場のみならず、引致された警察署においても同じである。）に対するものであって、一三〇条二号該当性を否定する事情とはならないと解されるのである（もちろん、職務執行に当たって警察官が虚偽の説明をすることは厳に慎むべきであることはいうまでもない。）。

（三） 本判決の意義

前述したとおり、必ずしも明らかではないにせよ、仮に、原判決が、提示の拒否のみによって一三〇条二号該当性が否定されると解しているとすれば、反則者が求めれば、取締りの現場等において、車載カメラの映像を提示しなければならぬことになった。さらに、車載カメラの映像が存在しない場合もあることから、車載カメラの映像に限定される理由はないとも考えられる⁽²²⁾。

とはいえ、本判決の考え方からすれば、提示の拒否があっても、一三〇条二号該当性を否定する事情とはならないと解されることから、車載カメラの映像以外のものについても、もはや問題とはならない。この点について明らかにされたところに、本判決の意義があるといえよう。

もし、反則者が求めれば、「反則行為となるべき事実を証する資料・証拠等を提示ないし教示」をしなければなら

ないとすれば、簡易迅速処理という反則通告制度の趣旨に反する結果になりかねなかったであろう。⁽²³⁾ 純粋な捜査行為であれば、捜査機関が収集した証拠を捜査段階において被疑者に開示する義務がないことは明らかであるのに、簡易迅速処理を趣旨とする反則通告制度が存在することによって、警察官に対してそのような開示義務が課されると解することは、背理といえる。

他方、本判決に対しては、「捜査機関が直ちにできる行為により反則者が翻意して素直に反則行為を認め、『事件の簡易迅速な処理』を実現できる余地があるならば、一時的に受領拒否の成否の判断を保留すべきではなかったか。」とする見解もある。⁽²⁴⁾

右見解は、「捜査機関が直ちにできる行為」に限定していることから、原判決の考え方によれば、車載カメラの映像のみならず、広く「反則行為となるべき事実を証する資料・証拠等を提示ないし教示」をしなければならなくなるのではないかという懸念に込めうるものであり、傾聴すべき点はある。

ただ、仮に「事件の簡易迅速な処理」を実現できる余地があったとしても、そのうえ「捜査機関が直ちにできる行為」に限定するものであったとしても、犯罪行為の証拠を捜査段階である告知の段階で、被疑者である反則者の求めに応じて提示すべき義務を課すことの説明は難しい。

さらに、右見解は、「本件では、本件車載カメラ映像が警察官らの手元にあり容易に提示できるのだから、直ちに被告人の求めに応じていれば、被告人が翻意して信号無視の事実を素直に認め、『事件の簡易迅速な処理』を実現できたかもしれない。警察官らが拒否したために、かえって時間がかかった。」⁽²⁵⁾ なるほど本件において、被告人は、検察官の取調べにおいて車載カメラの映像を見せられると、反則通告制度の適用を希望したことから、原

判決がいうように、最初から車載カメラの映像を示す機会を与えるなどしていれば、被告人は告知書を受領していた可能性があったことは否定できない。そうすれば、反則通告制度によって処理されえたかもしれないし、公判請求された場合に比べ、より簡易迅速に処理し得たかもしれない。

しかしながら、本件において車載カメラの映像を提示していれば告知書を受領していた可能性があったとするのは、告知より後の段階の検察官の取調べにおける事情を前提とした事後分析的な判断であり、警察官が告知の段階で、映像を提示すれば反則者が告知書を受領するかどうかを合理的に判断することは困難であったであろう。例えば反則者が警察官に対し、反則事実を証する資料等の提示を受ければ、反則事実を素直に認めて告知書を受領すると述べたため、警察官が反則者の求めに応じてその資料を提示した場合であっても、資料が示す事実を納得せず告知書を受領を拒否する反則者もいるであろうし、そもそも反則者は、告知書を受領した後に反則事実について争うこと、反則金を納付しないことが何ら妨げられないのである。このように反則者が告知書受領の意思を示すか否かを判断することは困難であり、この点が後の刑事訴訟手続において訴訟条件の有無として争われることになれば、警察官は、常に資料・証拠を提示せざるを得なくなるものと考えられる。結局、これでは、捜査段階において証拠を被疑者に開示しなければならぬ義務は捜査機関にはないと的前提に反する結果となる。「捜査機関が直ちにできる行為」に限定するとしても、この「直ちにできる行為」に何が含まれるかが刑事訴訟手続において争われることにより、これにより道交法違反に対する反則通告制度による処理に大きな混乱がもたらされるおそれがある。

そうすると、右見解がもし、その判断を保留すべき場合に保留しなかつたときには、単なる警察官らの対応の当否の問題をこえて、一三〇条二号該当性が否定される、すなわち訴訟条件を欠くものと解するとする趣旨であるとすれ

ば、訴訟条件の有無を判断する基準としては妥当性を欠くものといえる。

なお、原判決は「飲酒検知管の検知結果や速度超過の速度記録紙等はその場で示されるのが通常と思われる。」と指摘しているが、それらを反則者または被疑者に対して示すのは、それらにその者らの指印等を徴することとされていることから⁽²⁶⁾、証拠の収集という捜査活動の一環として行われている側面が強いものと考えられる。それゆえ、それが「示されるのが通常」であるということは、提示の拒否が一三〇条二号該当性を否定する事情となると解する理由とはならない（もつとも、警察官が車載カメラの映像を含めた資料・証拠を反則者に提示することは禁じられるわけではない）。

四 本判決の射程と本件補足意見の検討

(一) 本判決の射程

本判決は、最高裁が一三〇条二号該当性について判断を示した初めての判例である。もつとも、原判決が一三〇条二号の受領拒否の判断基準を示したのに対し、本判決は、原判決の結論を否定するにとどまり、その基準について示していない。

したがって、告知書を事実上受領拒否したといえる場合であっても（もつとも、少なくとも本件で認められる事情のもとでは、受領拒否に当たるとは「明らか」であるとするだけで、本判決においては、事実上受領拒否したといえるかの判断基準についても明確に示されているわけではない）、いかなる例外的な事由（例えば原判決や先例がいうところの「正当な理由」）があれば一三〇条二号該当性が否定されるかについて判断が示されていないだけでなく、事実上受領拒否した場合で

も同号該当性が否定される例外的な事由があるか（裏を返せば、事実上受領拒否が認められた場合には、いかなる場合であっても一三〇条二号該当性が肯定されるか）についてさえ判断を示すものではない。

そうすると、本判決は、少なくとも本件で認められる事情があれば一三〇条二号該当性が肯定されることは明らかであるとともに（判示部分①）、少なくとも本件において認められる虚偽の説明（及び本件のような提示の拒否）は、一三〇条二号該当性が否定される事情とはならない（判示部分②）ということにとどまる。

この点について、本判決は、高松高判昭和四六年九月二一日高刑二四卷三号五六四頁及び前掲東京高判を支持するものといえるとする見解があるが、⁽²⁷⁾いずれの高裁判決も一三〇条二号の受領拒否とは、「正当な理由」なく受領を拒むものと解しており、⁽²⁸⁾本判決が正当な理由があれば一三〇条二号該当性が否定されるかについては、判断していないことは前述したとおりである。また、「交通反則告知書の受領を拒んだか否かという客観的な被告人の行動のみが問題であり、拒んだ理由については考慮要素とすべきでないとの考え方を示したものといえる。」とする見解もあるが、⁽²⁹⁾本判決は、少なくとも拒んだ理由が反則事実の否認である場合には、一三〇条二号該当性を否定する事情とはならないと判示するだけで、いかなる理由であつても考慮要素とすべきでない⁽³⁰⁾とまで示しているかは明らかとはいえない。

（二）本件補足意見の検討

他方、補足意見は、本件の虚偽の説明が「交通反則通告制度の手續について誤解を招くようなものでもな（い）」ため、一三〇条二号該当性を否定すべき事情はないとしている。一見すると、もし虚偽の説明が「交通反則通告制度の手續について誤解を招くようなもの」であれば、一三〇条二号該当性を肯定すべき事情として解する余地があると

しているようにも考えられる。仮に、そのように解されるとすれば、いかなる論理が想定されるだろうか。

そもそも、反則通告制度において反則者が告知書を受領することは、当該反則者が当該反則事実につき反則通告制度による手続を受ける機会、反則金の納付により事件が終結する機会が与えられること以上の効果を生ぜしめるものではないのであるから、反則者が反則事実について争う意思があつたとしても、告知書を受領を妨げる理由とはならないことは、前述したとおりである。

すなわち、告知書を受領した後には、告知された「通告を受けるための出頭の期日及び場所」(一二六条一項本文)において、事情聴取を受け、または意見を述べることができ、その結果、もし、告知に係る種別に属する反則行為をした反則者でないと認めるときはその旨の通知がなされ(一二七条二項前段)、告知に係る種別以外の種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その反則金の納付を通告することとなる(同項後段)。また、告知書を受領したとしても、通告による反則金の納付期間が経過した後には、刑事訴訟手続において争うことができるのである。

しかしながら、この点に関して警察官が真実に反する説明(例えば、告知書を受領によって反則事実を争うことができない)となるとの反則通告制度の手続に関する虚偽の説明)をし、それによって反則通告制度の手続に関して誤解(告知書を受領によつて争うことができなくなるとの反則通告制度の手続に関する誤解)を招来させ、真実に反する事情(告知書を受領によつて争うことができなくなるといふ反則通告制度の手続に関する真実に反する事情)を基礎として告知書を受領を拒否する行為をした場合には、事実上受領拒否をしたとしても、反則者が、一三〇条二号該当性が否定されることを望む場合には、一三〇条二号の「書面を受領を拒んだ」には当たらないと主張する(いわば、錯誤による受領拒否の取消し)⁽³¹⁾ことができるということになるのであろうか。

もつとも、本件では、警察官らは告知書の記載内容等を説明しており、虚偽の説明は、反則通告制度の手続について誤解を招くものでもない。仮に本件での虚偽の説明が「交通反則通告制度の手続について誤解を招くようなもの」であれば前述したとおり一三〇条二号該当性が否定されるとの論難が加えられかねないものの、その余地はないのである。補足意見は、虚偽の説明が「交通反則通告制度の手続について誤解を招くようなもの」であることを一三〇条二号該当性が否定される一例として示したものとまではいいえないものと考ええる。

(1) 反則者に対し、道交法一三〇条各号の場合に該当しないにもかかわらず、当該反則行為について、通告を受け、かつ、反則金の納付期間が経過した後でないのに公訴を提起すれば、訴訟条件を欠き、刑法法三三八条四号により判決で公訴が棄却されることになる(最判昭和四八年三月一五日刑集二七卷二二号一二八頁参照)。

他方、原判決が公訴を棄却したのは、「道路交法一三〇条二号の解釈という形で、実質的に公訴権濫用論を認めたものといえよう。」とする見解がある(前田雅英「判批」W L J判例コラム特報一七〇号(二〇一九年六月二二日) <https://www.westlawjapan.com/column-law/2019/190612/>)(最終閲覧日:令和二年三月二七日)。もつとも、この見解は、本件が公訴権濫用とまではいいえないことは明らかであるとする。

(2) 拙稿「判批」新報一二五巻七・八号(平成三〇年)一〇五頁以下。なお、脚注(23)を次のとおり訂正する(訂正は傍線部分)。

「時速一五km未満、一五km以上二〇km未満、二〇km以上二五km未満、二五km以上三〇km未満、三〇km以上三五km未満、三五km以上四〇km未満(ただし、後二者は高速のみ)というように、反則行為の種類が分けられている。」

(3) 道路交法研究会「注解 道路交法」〔第五版〕(立花書房、令和二年)九一四頁。

(4) 告知書には、「反則金の納付はあなたの任意です。」との記載があり、通告書にも、「反則金の納付はあなたの任意ですが、……」との記載がある(交通反則切符の様式等並びに告知及び交通反則告知書等の作成の要領について)(平成二九年一月二三日付け警察庁丙交指発第四号、丙交企発第七号、警察庁交通局長通達)別添「交通反則切符の様式等並びに告知及び交

通反則告知書等の作成の要領」別記様式第二)。

- (5) 吉田淳一「交通反則通告制度について(二・完)」曹時二〇巻七号(昭和四三年)八〇頁。
- (6) 吉田・前掲注(5) 九五頁。なお、同旨の見解として、高橋義孝「交通反則通告制度の解説その四」月刊交通三巻七号(昭和四七年)九八頁、平野龍一編集代表『注解特別刑法第一巻交通編(一)』(第二版)〔青林書院、平成四年〕一〇八九—九〇頁〔直江利克〕。
- (7) 高橋義孝「交通反則通告制度の解説その三」月刊交通三巻四号(昭和四七年)一一二頁。
- (8) この点については、田邊八州雄「交通反則通告制度一〇年の歩みといくつかの問題点」警論三二巻一一号(昭和五三年)一〇七—一三頁に詳しい。
- (9) 最高裁判所事務総局「交通反則通告制度について(刑事裁判資料一八二号)」(昭和四四年)一九—二三頁。なお、田邊・前掲注(8) 一〇八頁によれば、第一の分類の仕方を「通説」としている。この分類の仕方を採るものとして、ほかに高橋・前掲注(7) 一一—三頁、伊藤榮樹ほか編『注釈特別刑法(第六巻I)』(新版)〔立花書房、平成元年〕五六九頁〔土本武司〕、平野・前掲注(6) 一〇五三頁〔直江〕。
- (10) 吉田・前掲注(5) 七八—九頁。この分類の仕方を採るものとして、ほかに山本靖男「交通反則通告制度運用上の若干の問題」警論二二巻三号(昭和四四年)三七—九頁、三木克行「交通反則通告制度の解説(一一) 逐条解説(九) 警察公論二九巻八号(昭和四九年)六五—六頁。
- (11) 第一の分類の仕方を採るものとして、伊藤・前掲注(9) 五六九頁〔土本〕、平野・前掲注(6) 一〇五三頁〔直江〕。
第二の分類の仕方を採るものとして、吉田・前掲注(5) 七九頁、山本・前掲注(10) 三八頁、三木・前掲注(10) 六六頁。
- (12) 第一の分類の仕方を採るものとして、最高裁判所事務総局・前掲注(9) 二二頁、高橋・前掲注(7) 一一三頁。
- (13) 平野・前掲注(6) 一〇五三頁〔直江〕。
- (14) 山本・前掲注(10) 三八頁。
- (15) 道路交通法研究会・前掲注(3) 九一—五頁。
- (16) 原判決の判断基準についての分析については、原審評釈・四(一一八頁以下) 参照。
- (17) 原判決は、本件警察官らの具体的な対応を「不誠実」と表現し、要件として設定するに当たって、ある程度抽象化させた

ものが「不都合」との表現であろう。

- (18) なお、原判決は、「これによるあい路が解消された後、反則者が速やかに交通反則告知書受領の意思を示した(こと)も判断要素として示されている。これは、「警察官の不都合な対応」によって生じた「あい路」が検察官の取調べにおいて「車載カメラの映像を見せられた」ことにより「解消され」、「告知書受領の意思を示した」とするが、提示の拒否によって生じた「あい路」が解消されて(赤色信号看過を確認することができたこと)、告知書受領の意思を示したのか、それとも虚偽の説明によって生じた「あい路」が解消されて(車載カメラの映像は存在することがわかったこと)、告知書受領の意思を示したのか、それともその両方なのかは、明らかではない。

- (19) 原審評釈・一二二―四頁。
- (20) 吉田淳一「交通反則通告制度について(二)」曹時二〇卷六号(昭和四三年)一九―二〇頁。
- (21) 野口貴公美「判批」法教四六八号(令和元年)一三四頁。
- (22) 原審評釈・一二四頁、大竹将之「判批」警察公論七四卷一―号(令和元年)九四―五頁参照。
- (23) 大竹・前掲注(22)九四―五頁参照。
- (24) 高倉新喜「判批」法七七七八号(令和元年)一二二頁。
- (25) 高倉・前掲注(24)一二二頁。
- (26) 「警視庁交通違反取締規程の運用について」(平成一三年一〇月一日付け通達甲(交、執、執一)第一一―号)別添第二「交通切符の書式及び措置要領」。
- (27) 高倉・前掲注(24)一二二頁。
- (28) 高松高判は、「同法条にいう受領を拒みとは、告知書等の書面を受領し得るにかかわらず、正当な理由がなくこれを受領しないことであり、かつ、それで足りると解すべきである。」と判示する。
- (29) 大竹・前掲注(22)九四頁。
- (30) 道路交通法研究会・前掲注(3)八九九頁。
- (31) 石丸俊彦ほか『刑事訴訟の実務(下)』(三訂版)(新日本法規出版、平成二三年)五一九頁(川上拓一)参照。

〔付記〕本稿脱稿後、本判決に対する評釈として、米田雅宏「判批」令和元年度重判解（令和二年）四二頁、宮木康博「判批」令和元年度重判解（令和二年）一七四頁、匿名記事「判批」判夕一四七一号（令和二年）二〇頁、中尾佳久「判解」ジュリ一五四六号（令和二年）八〇頁に接した。

（本学法学部兼任講師）